

平成30年度加須市ガイドマップ作製業務に係る  
公募型プロポーザル方式審査要項

1. 審査の対象者

このプロポーザル方式の審査対象となる事業者は、参加申込書及び提出書類等を提出した参加者に限る。

2. 審査の方法

- (1) 市が設置した「加須市ガイドマップ作製業務公募型プロポーザル方式選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が参加者の審査を行う。

選定委員会の構成委員は、次のとおりとする。

No.	職名
1	総合政策部長(委員長)
2	商業観光課長
3	子育て支援課長
4	市民課長
5	シティプロモーション課長

- (2) 評価項目、配点及び評価基準は、別紙のとおりとする。

- (3) 審査は、選定委員会の各委員が、参加者ごとに、評価項目に対して評価点を付与する。

- (4) 各委員の評価点について、評価項目ごとに平均値を算出(少数点第二位以下切捨)し、各評価項目の平均値を合算した総得点の最も高い参加者を契約交渉相手方として決定する。

なお、総得点と同点の場合は、見積額の安価な参加者を契約交渉相手方として決定する。見積額も同じ場合は、委員長の決するところによる。

- (5) 参加者が1者のみの場合における当該1者、参加者が複数の場合における順位が最上位の者又は契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、もしくはその他権利を失った場合における次点者及びそれ以降の者は、次の全ての得点要件を満たしたときに、契約交渉相手方として決定する。

①総得点が60点以上であること。

②評価項目のいずれにも最低評価点を付与した委員がないこと。

3. 審査

- (1) 提出書類によって審査を実施する。

- (2) 見積書合計額が見積限度額を超えている場合は、審査対象から除外する。

- (3) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。

①提出書類について、定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合

②提出書類の内容に疑義がある場合

③参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

- (4) 審査結果は、審査を受けたすべての参加者に通知する。